



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに関する 縦覧等のお知らせ

平成18年3月29日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき「(仮称)中丸子I街区ツインタワー新築工事」に係る事後調査報告書(工事中その1)の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	鹿島建設株式会社 東京都千代田区霞が関三丁目8番1号 常務執行役員 開発事業本部長 山口皓章
	指定開発行為の名称	(仮称)中丸子I街区ツインタワー新築工事
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) 高層建築物の新設(第1種行為) 住宅団地の新設(第1種行為) 大規模建築物の新設(第1種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区中丸子字新宿耕地13-10 他 (区域面積:約28,520㎡)
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設及び公共施設の整備
	指定開発行為の内容	計画戸数:1,100戸、計画人口:3,374人、最高高さ:約160m、建築面積(合計):約4,500㎡、延床面積:132,000㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成17年1月、完了予定:平成20年1月
	環境影響評価の手続経過	平成15年 6月17日 条例環境影響評価方法書公告 平成16年 1月28日 条例環境影響評価準備書公告 平成16年 5月 6日 条例見解書 平成16年 9月24日 条例審査書 平成16年10月15日 条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	調査項目	大気質、騒音、振動
	縦覧期間及び時間	期間:平成18年3月29日(水)から 平成18年4月27日(木)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	中原区役所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成18年4月27日 (郵送の場合は、平成17年4月27日消印有効) 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm